

1 香川県留置施設視察委員会について

(1) 香川県留置施設視察委員会とは

「香川県留置施設視察委員会」（以下「委員会」という。）は、警察部外の委員からなる第三者機関として、警察の留置施設運営の透明性を確保するため、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、平成19年6月1日に香川県警察本部に設置されました。

(2) 委員会の組織

- 委員会は、香川県公安委員会が任命する4人の委員（法曹、医療関係者等）で構成されています。
- 委員の任期は1年で、再任が認められています。
- 委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。

(3) 委員会の任務・権限等

委員会は、留置施設の運営状況を把握するため、県下の留置施設を視察し、その運営に関して留置業務管理者（警察署長、警察本部の留置管理課長）に意見を述べます。

また、委員会は、留置業務管理者から

- 留置施設の運営状況について、定期的に又は必要によりその情報の提供を受けること
- 視察時に被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

2 香川県留置施設視察委員会の活動状況

（令和7年6月1日～令和8年5月31日）

香川県留置施設視察委員会が、期間中に県下9施設のうち5施設の視察を行い、施設に関して「一部、老朽化が認められる部分もあるが、清潔に保たれている。」との意見がありました。

また、被留置者との面接などを踏まえた結果、留置業務管理者に対して主に以下の意見が出されたため、これを検討して必要な措置を講じました。

1【委員意見】 戒具の使用や保護室収容の際、被留置者に示す警告文などについて、外国語版を用意しておくことはできないか。

【措置状況】 通訳官等の協力を得て、8か国語の翻訳文を準備して備え付けました。

2【申出内容】 腰痛のため、床に座るのが辛い。

【委員意見】 座布団やクッションを導入することはできないか。

【措置状況】 規定上、全員に使用させることはできないが、医師の診察結果等を考慮して、使用を許可することとしました。

3【申出内容】 衣類の洗濯をしてほしい。

【委員意見】 衣類の洗濯については適正に実施していることを確認したが、理解が不十分な者に対して丁寧な説明を加えることはできないか。

【措置状況】 新規留置に伴う説明に加えて、衣類の洗濯日には都度、丁寧な声掛けをすることとしました。